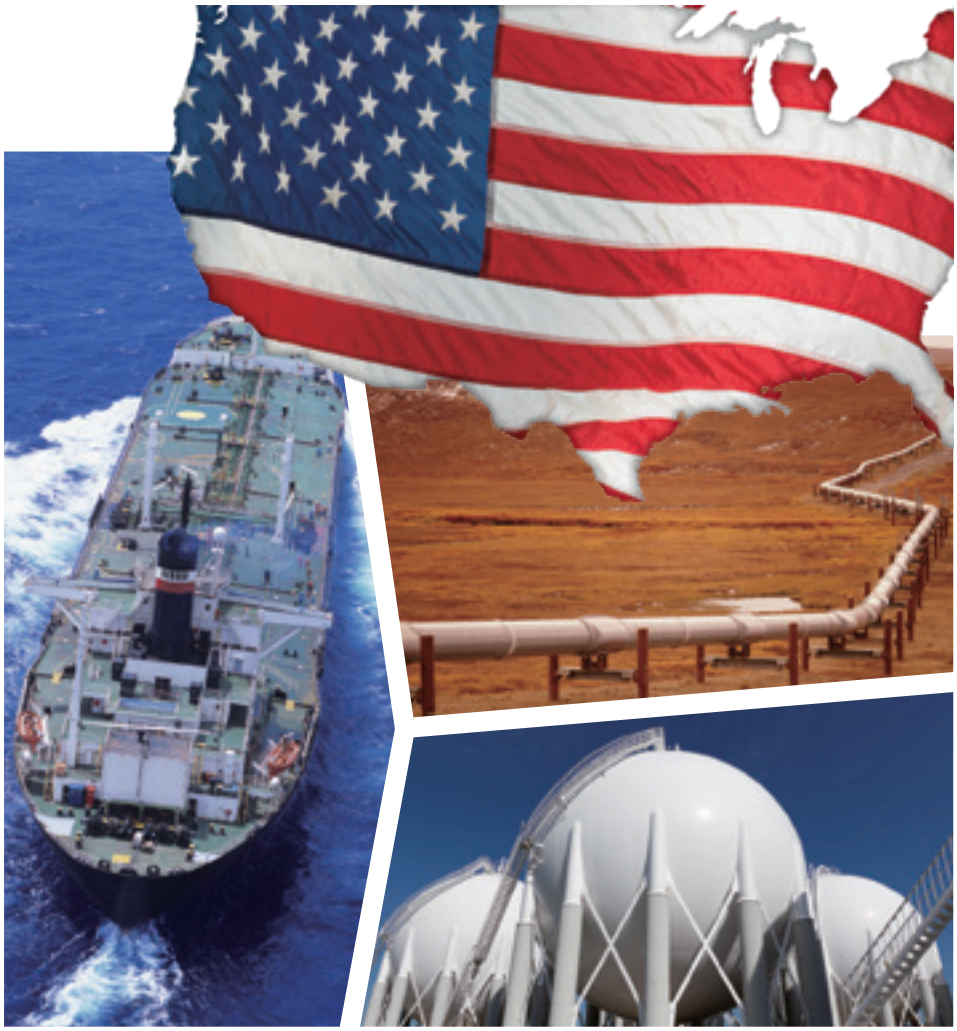
投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月28日

MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり）
MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／資産複合



●本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
●本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第347号
設立年月日：1986年11月1日
資本金：20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：18兆9,630億円
（資本金、運用純資産総額は2026年8月31日現在）

■ 受託会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社

■ 照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント

ホームページ：https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル：0120-668001
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

SMTAM投信関連情報サービス
お客様が指定されたファンドに関する情報（基準価額、レポート）や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり） MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）	追加型投信	海外	資産複合

	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり）	その他資産（(注)）	年12回（毎月）	北米	ファンド・オブ・ファンズ	あり（フルヘッジ）
MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）					なし

（注）投資信託証券（資産複合（株式　一般、その他資産（MLP））資産配分変更型）

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

	ESG分類
MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり） MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）	ESG投信ではありません

この目論見書により行うMLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり）及びMLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月27日に関東財務局長に提出しており、2026年10月28日にその届出の効力が生じております。

ファンドの約款内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が運用を行う下記の主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主としてMLP関連証券※及びMLP関連証券以外の北米を中心としたエネルギー関連企業の上場株式（預託証書（DR）を含みます。）等に投資します。

※MLP関連証券とは

- MLPへの投資を主たる事業内容とする企業が発行する上場株式（MLP投資会社）及びMLP等をいいます。

＊ 主要投資対象ファンドは、その他MLP関連のETF(Exchange Traded Fund)やETN(Exchange Traded Note)等にも投資を行います。なお、多くのMLPは投資者が米国で税務申告を行う必要がありますが、主要投資対象ファンドは、投資者による税務申告が必要となるMLPへの投資は行いません。

<各ファンドの主要投資対象ファンド>

MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり）	MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）	MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

各ファンドとも、主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

●このほか、マネープールマザーファンドにも投資します。
●コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）とは

MLPは、米国で行われている共同投資事業形態のひとつで、エネルギー・インフラへの投資促進などを目的として、1980年代に誕生しました。その後、エネルギー・インフラ需要の高まりとともに発展を遂げ、市場規模が拡大してきました。

MLPのしくみ



MLPの主な特徴

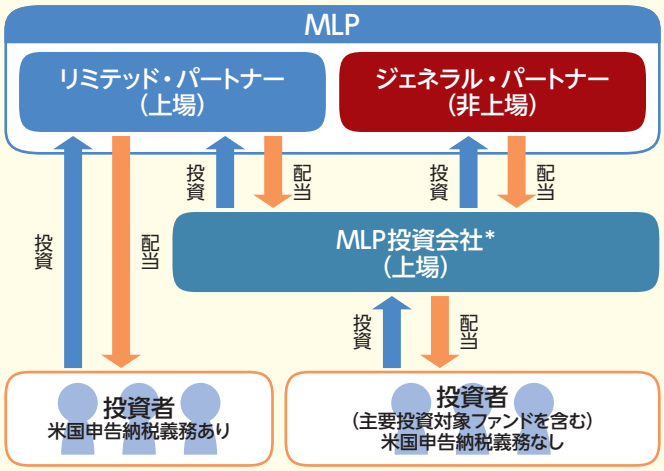
- 米国の金融商品取引所等（ニューヨーク証券取引所、ナスダック等）で株式と同様に取引されています。
- 総収入の90%以上をエネルギー関連事業等からの収入、及びそれらに関連する資産からの金利及び配当等から得ています。
- 石油や天然ガスなどのパイプラインや貯蔵施設といった事業に投資を行い、それらから得られる輸送料・保管料・設備使用料等を主な収益源としています。
- 通常、四半期ごとに収益の多くを配当しています。

※上記はMLPについて簡略的に説明したものであり、全ての情報を網羅したものではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの特色

MLPの構造と主要投資対象ファンドの投資対象



*会社ではなくパートナーシップ形態の場合もあります。
主要投資対象ファンドは、MLP投資会社に加え、申告納税義務のない一部のMLP(非米国登記のリミテッド・パートナー)に直接投資する場合があります。

- MLPは、ジェネラル・パートナー(GP)とリミテッド・パートナー(LP)から構成されます。GPは一般的にMLP全体の2%程度の出資を行い、MLPの経営権を有しますが、その持分は一般的に非上場です。一方で、LPは残りの出資を行い、多くの場合、その持分は金融商品取引所に上場されています。
- GP持分に対しては、GPを所有する企業(「MLP投資会社」といいます。以下同じ。)の株式に投資することで、実質的に投資するという方法があります(なお、一般的にMLP投資会社は、LP持分にも投資を行います)。GPは、MLPの業績が悪化した場合等においてはより大きなリスクを負う一方、一定の条件下でLPより多くの配当を受ける権利を有することがあり、MLP投資会社への投資を通じて、その恩恵を享受することが可能です。
- 上場されているMLP投資会社の株式は、米国の税務上、通常の株式と同様に源泉徴収税の対象となり、申告納税の義務がありません。主要投資対象ファンドは、米国申告納税義務のあるLP持分への直接投資は行わず、主としてMLP投資会社の株式への投資を通じて、MLPへの投資成果を追求します。

2. 主要投資対象ファンドにおける為替ヘッジが異なる2つのファンドがあります。

<各ファンドの主要投資対象ファンドにおける為替ヘッジの概要>

MLP関連証券ファンド (為替ヘッジあり)	原則として実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。
MLP関連証券ファンド (為替ヘッジなし)	原則として実質組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行いません。

※為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるとは限りません。米ドル建資産を対円で為替ヘッジする場合、概ね米ドル短期金利と円短期金利の差に相当する為替ヘッジコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があります。



ファンドの特色

3. 主要投資対象ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグループ海外拠点が行います。

●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、下記の委託先に、主要投資対象ファンド及び主要投資対象ファンドが投資するマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

委託内容	運用の指図に関する権限 (有価証券及び為替(デリバティブ取引等を含む)の運用)
委託先名称(外部委託先)及び委託先所在地	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)について

■ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、世界有数の金融機関ゴールドマン・サックスの資産運用部門に属し、世界約30カ国に配した拠点に2,800名超の社員を有し、広範で緊密なグローバル・ネットワークと幅広い専門知識を活かし、約611兆円(約3.8兆米ドル)の運用資産額を有しています。

※2026年6月末現在。運用資産額は2026年6月末の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。
(出所)ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

Goldman Sachs Asset Management

運用プロセス

<主要投資対象ファンドの運用プロセス>

投資対象ユニバース(株式、MLP等約100銘柄)

マクロ動向分析
- ①エネルギー・セクター全般の動向分析
 - ■業界の設備投資及び生産の動向
 - ■地域別の需給バランス

トップダウンのセクター選定
- ②エネルギー・インフラ・セクターの分析・配分
 - ■コモディティ別アロケーション(石油・天然ガス等)
 - ■バリュー・チェーン別アロケーション(パイプライン、加工、貯蔵)
 - ■地域別アロケーション

ボトムアップの銘柄選定
- ③個別銘柄の選定
 - ■経営陣(資本配分、事業執行能力、インセンティブ等)
 - ■財務内容(レバレッジ、債務構成等)
 - ■期待リターン/バリュエーション(期待配当利回り、期待トータルリターン等)
 - ■テクニカル分析(流動性・浮動株比率等)

ポートフォリオ構築

※2026年8月末現在。上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドの目的・特色

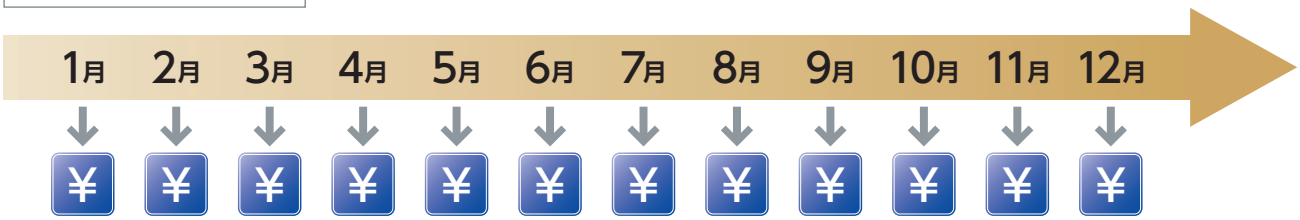
ファンドの特色

4. 原則として、毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を目指します。

分配方針

●毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。
●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配のイメージ

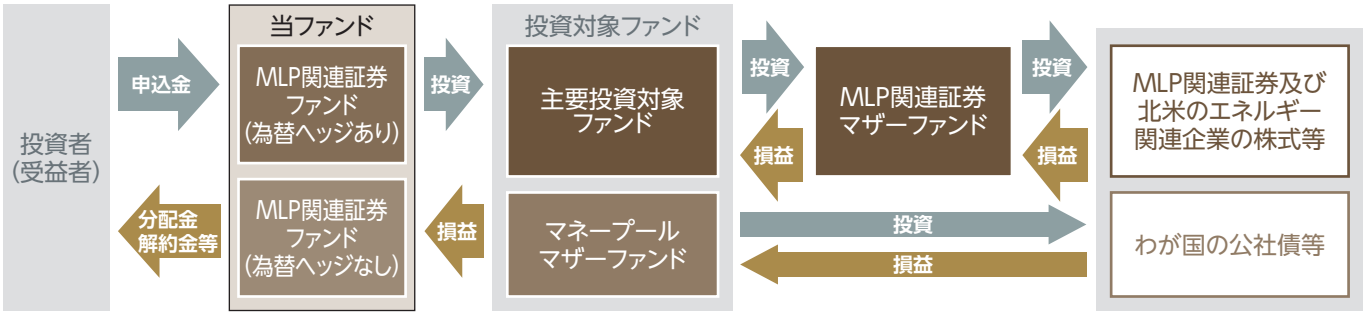


※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

？ ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

主な投資制限

●投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
●株式への直接投資は行いません。
●外貨建資産への直接投資は行いません。
●デリバティブの直接利用は行いません。

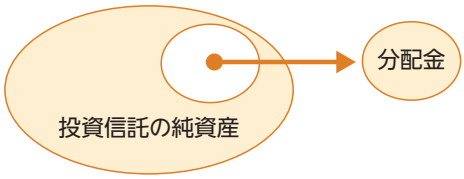
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。



収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

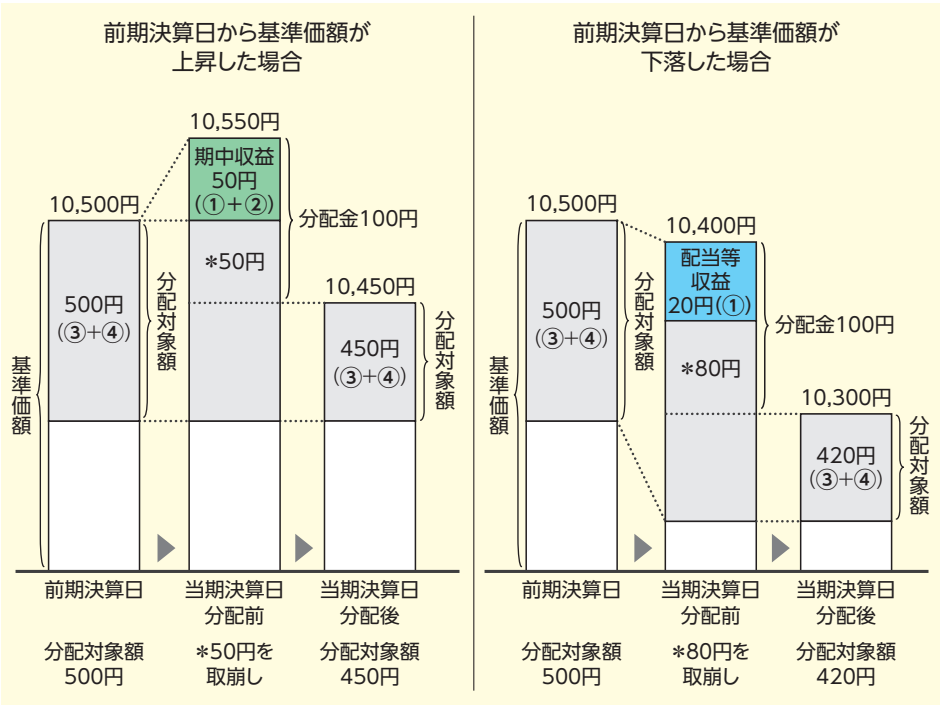


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

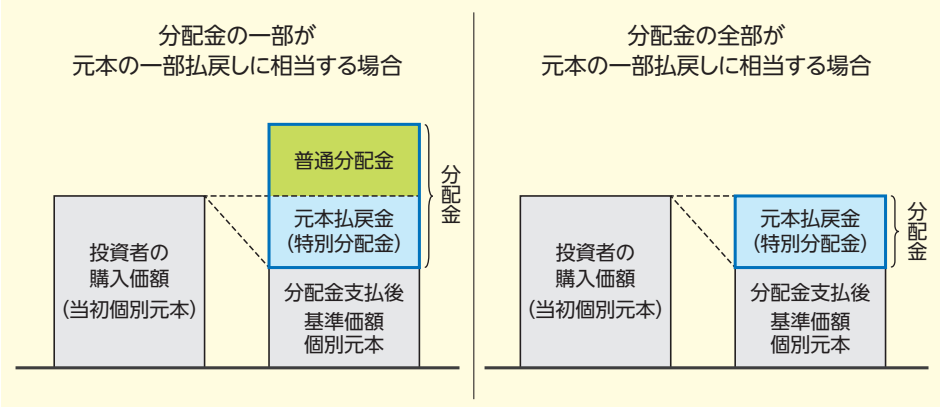
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、
① 経費控除後の配当等収益
② 経費控除後の評価益を含む売買益
③ 分配準備積立金
④ 収益調整金
です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金	個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。 ※普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。
元本払戻金（特別分配金）	個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。 ※元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
MLPの価格変動リスク	MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、MLPの価格は、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の要因により変動し、基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。MLP関連証券ファンド（為替ヘッジなし）は、為替変動の影響を大きく受けます。MLP関連証券ファンド（為替ヘッジあり）は、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●MLPに適用される法律又は税制が変更された場合、基準価額に影響を与えることがあります。
●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
●ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

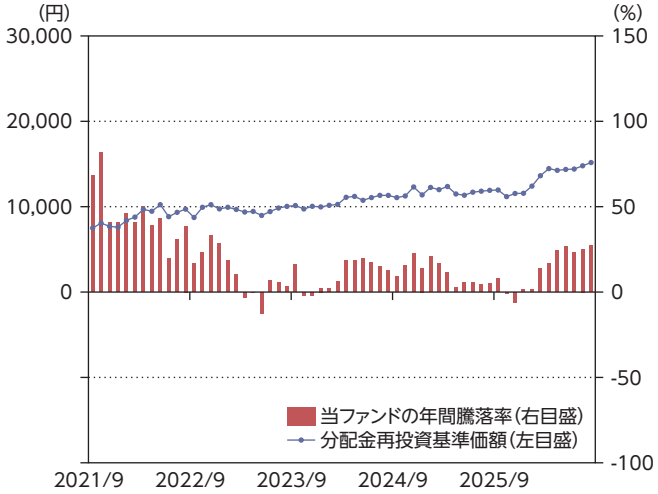
●運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。



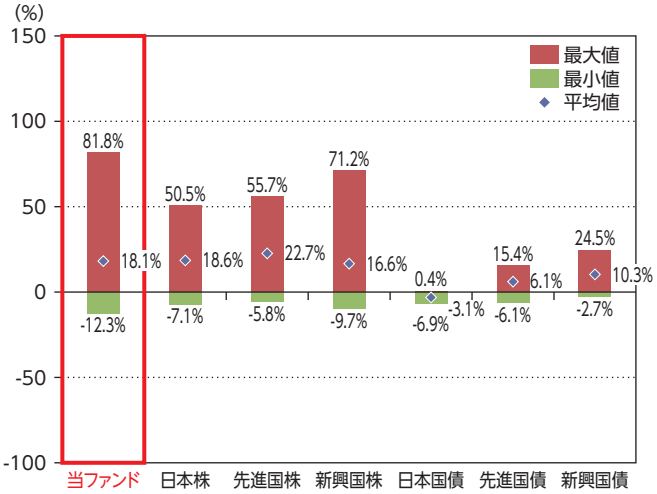
〔参考情報〕

MLP関連証券ファンド(為替ヘッジあり)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

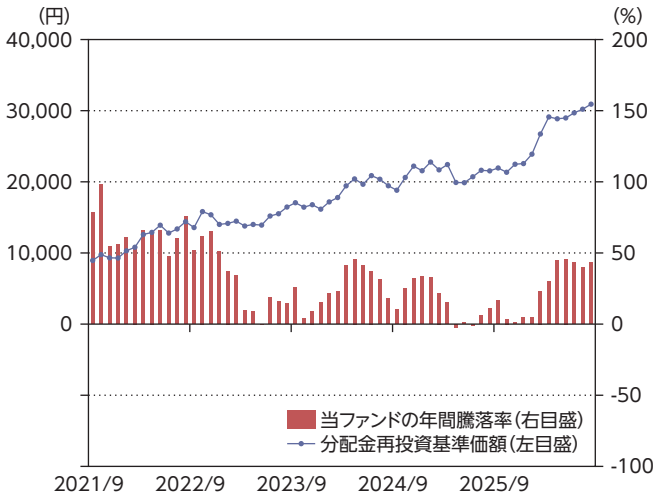


当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

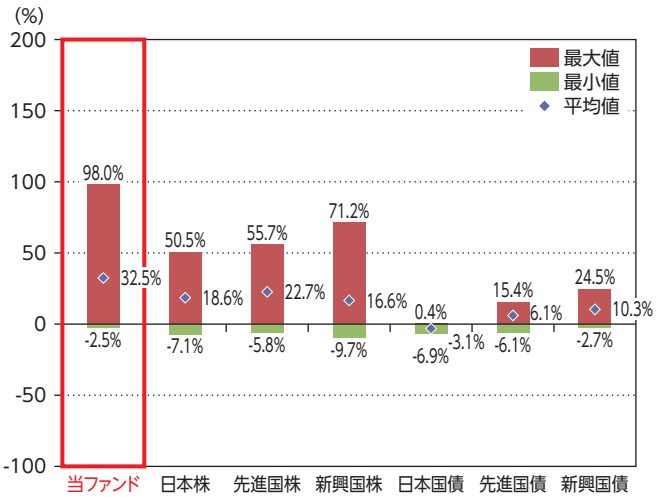


MLP関連証券ファンド(為替ヘッジなし)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*2021年9月～2026年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※各資産クラスの詳細については、後掲「各資産クラスの指数について」をご覧ください。

〔参考情報〕

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）	TOPIX（東証株価指数）とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス （配当込み、円ベース）	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・ インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

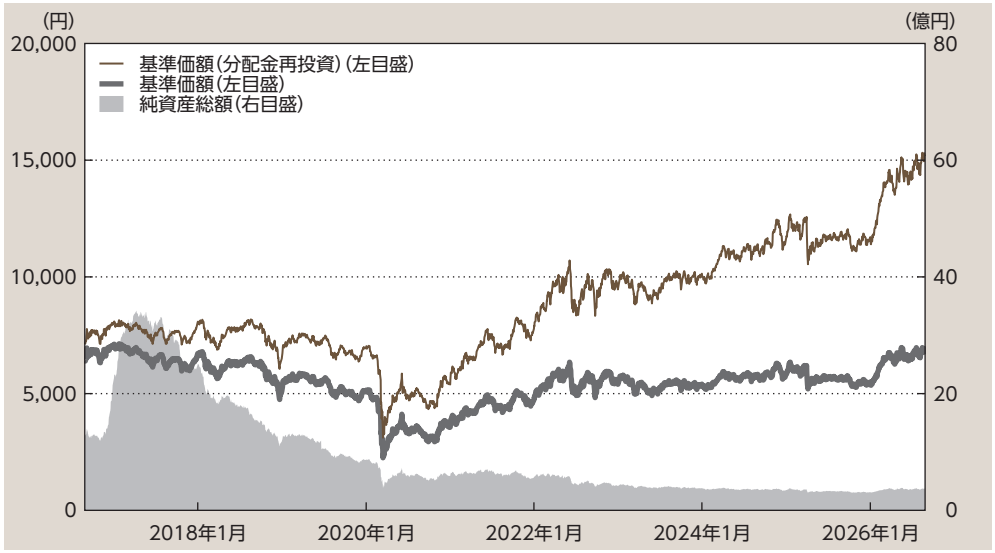
運用実績

当初設定日：2014年2月18日
作成基準日：2026年8月31日



MLP関連証券ファンド(為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	6,873円
純資産総額	3.70億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2026年4月	30円
2026年5月	30円
2026年6月	30円
2026年7月	30円
2026年8月	30円
直近1年間分配金合計額	360円
設定来分配金合計額	4,440円

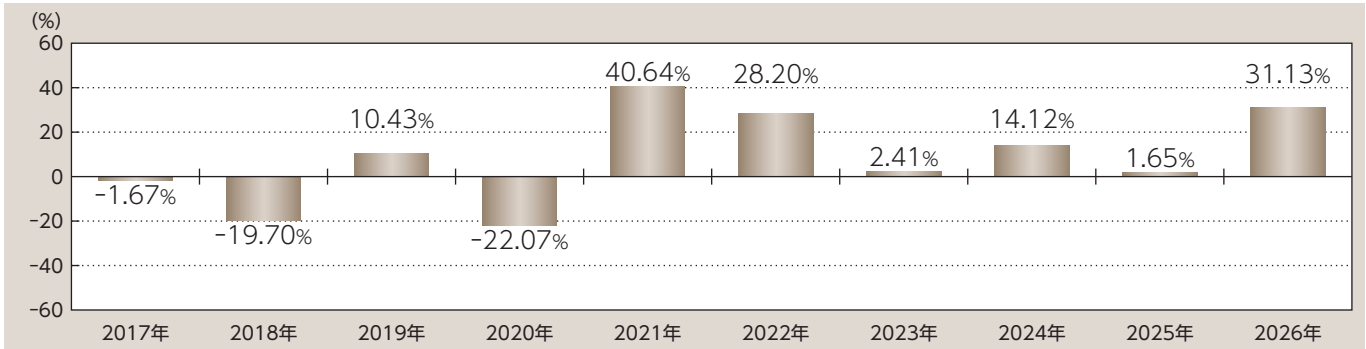
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
MLP関連証券ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	98.8%
マネープールマザーファンド	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

運用実績

当初設定日：2014年2月18日
作成基準日：2026年8月31日

MLP関連証券ファンド(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	13,121円
純資産総額	58.13億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2026年4月	35円
2026年5月	35円
2026年6月	35円
2026年7月	35円
2026年8月	35円
直近1年間分配金合計額	420円
設定来分配金合計額	5,720円

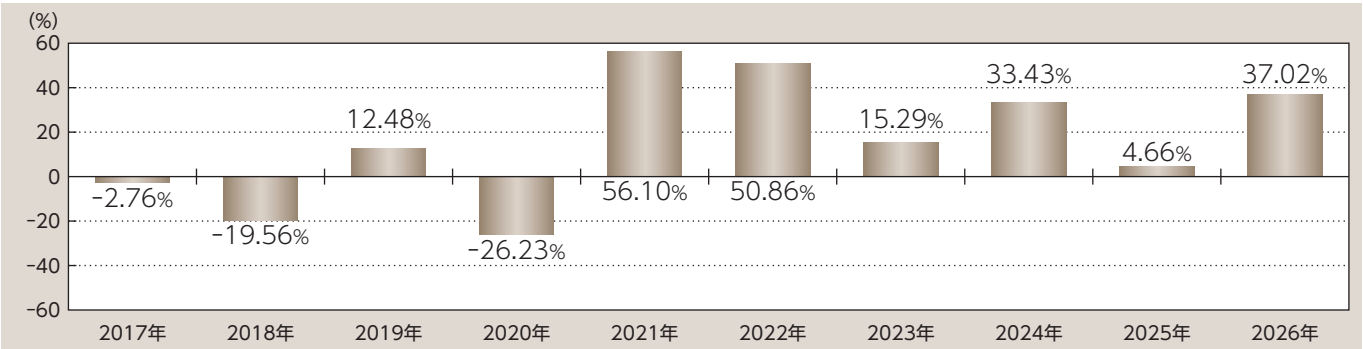
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
MLP関連証券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	98.2%
マネープールマザーファンド	0.0%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2026年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

手続・手数料等



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年10月28日から2027年4月26日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	原則として、2014年2月18日(設定日)から2029年1月26日までとします。
繰上償還	委託会社は、主要投資対象ファンドが償還されることとなった場合、その主要投資対象ファンドに投資を行っているファンドを解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月26日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月及び7月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2026年8月31日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	「MLP関連証券ファンド(為替ヘッジあり)」及び「MLP関連証券ファンド(為替ヘッジなし)」との間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。)

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="2">ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用
(信託報酬)</td><td>当ファンド</td><td>運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。
信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。
純資産総額に対して年率1.166%(税抜1.06%)を乗じて得た額
信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率
支払先毎の配分は以下の通りです。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.308%
(税抜0.28%)</td><td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.825%
(税抜0.75%)</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.033%
(税抜0.03%)</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>純資産総額に対して年率0.759%(税抜0.69%)
・投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>純資産総額に対して年率1.925%程度(税抜1.75%程度)
*この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況等により変動します。</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="2">有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。この他、投資対象とする投資信託証券においては、当該投資信託証券の信託報酬とは別に、投資信託財産に関する租税や、投資信託の運営・運用等に要する諸費用が発生します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料
・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等
・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用</td></tr>
</table>

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。



〈税金〉

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2026年8月31日現在のものです。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
MLP関連証券ファンド (為替ヘッジあり)	1.98%	1.16%	0.82%
MLP関連証券ファンド (為替ヘッジなし)	1.96%	1.16%	0.80%

※対象期間は2026年1月27日～2026年7月27日です。
※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※投資先ファンドについては、入手し得る情報を基に記載しています。
※投資先ファンドにかかる費用は、その他費用に含まれています。
※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。
以下の内容は、2026年8月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。
なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該ファンドに限定されます。

投資対象ファンド	運用会社	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針等
MLP関連証券ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用) MLP関連証券ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	MLP関連証券及び北米を中心としたエネルギー関連企業の上場株式等	MLP関連証券マザーファンドを通じて、主としてマスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)関連証券及び北米を中心としたエネルギー関連企業の上場株式(預託証書(DR)を含みます。)等に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
マネープール マザーファンド	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	わが国の公社債等	この投資信託は、わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

UD FONT ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。